

一般社団法人日本社会薬学会名誉会員選考規程

第1条 定款第6条第4項及び定款施行細則第4条に定める本学会の名誉会員の推薦は次の方法によるものとする。

第2条 名誉会員の被推薦資格は、①本会の正会員でかつ会費を既納していること、②原則として満75歳以上であること、③理事又は代議員を務めた経験がある者の①～③の要件を全て満たし、かつ次のいずれかの要件に該当する者であること。

1. 長年に亘り本学会を支えている者
2. 本学会の業務遂行に功労がある者
3. 社会薬学の分野で優れた研究実績を挙げている者
4. 後進の教育、指導に貢献がある者
5. 本学会の年会長を務めたことがある者

2項 前項の規定にかかわらず、理事会が名誉会員として推薦の必要を認めた者

第3条 名誉会員の推薦は理事会にて行う。

第4条 会長は、理事会が推薦する名誉会員候補者を社員総会に提案し、承認を得なければならない。

第5条 本規程を変更する場合は、理事会の承認を得て行う。

附則

この規程は2024年8月27日より施行する。

以 上